

# 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領

岡山県森林組合連合会

## 第1 目的

本実施要領は、岡山県森林組合連合会（以下「本会」という。）が令和8年4月21日に改正した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「会員認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

## 第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和7年4月改正）（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする会員は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

## 第3 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする会員は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書」を本会へ提出しなければならない。

#### 第4 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書」の内容について、第5及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

#### 第5 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員の認定要件

会員が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。  
また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## 第6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本会は第4に掲げる審査により認定する会員（以下「認定会員」という。）に対して、別記2で定める「会員認定書」を交付するとともに、認定会員として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を公表するものとする。
- 2 会員認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

## 第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エに沿って GHG 関連情報を収集・管理・伝達する。

  - ア 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
  - イ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
  - ウ 出荷する木材バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
  - エ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3とする。

## 第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定会員は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本会へ報告する。
- 2 本会は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9 立入検査

本会は、必要に応じて、認定会員による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定会員は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

本会は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定会員に対して期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた会員に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

## 第10 認定会員の取り消し

- 1 本会は、認定会員が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、会員名等を本会のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
  - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
  - ③ 本会が認定会員に是正を求めた事項が解消されないとき。その他認定会員が認定会員の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定会員に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成25年6月29日から施行する。

令和8年4月21日 改正（ライフサイクル GHG 対応）

(合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)  
※素材生産販売事業者における証明書の場合)

番 号  
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、  
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿  
(販売先)

岡山県森林組合連合会  
全森合認〇〇号

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定事業者でGHG関連情報を取扱う事業者の認定番号は「全森合認G〇〇号」とする。】

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

#### 記

ア. 物件（森林）所在地

イ. 樹種

ウ. 数量

エ. 証明書類

オ. GHG 関連情報（上述 3 または 4 の場合）

(1) 区分

(2) トラック最大積載量：1 t 以上、2 t 以上、4 t 以上、  
10 t 以上、20 t 以上

輸送距離：10km 以下、20km 以下、30km 以下、40km 以下、50km 以下、  
100km 以下、150km 以下、200km 以下、300km 以下

カ. その他必要事項

注 1 上述 1～4 の項目に○で明記すること。

注 2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

注 3 上述 3 または 4 の項目に○で明記した場合は、GHG 関連情報の記載が必要です。

注 4 区分には、素材生産販売事業者の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の

場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。

注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

5. GHG 関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月）」2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述）を添付。

国有林からの出材の場合は森林管理署等と素材生産販売事業者との売買契約書の写しを添付。

※ GHG 関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km 以下、350km 以下など）や10km 単位での数値記入欄の設定（例えば、「[ ] 0 km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離（10km 単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。

(合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例)  
※流通・加工段階における証明書の場合)

番 号  
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、  
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿  
(販売先)

岡山県森林組合連合会  
全森合認〇〇号

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定事業者でGHG関連情報を取扱う事業者の認定番号は「全森合認G〇〇号」とする。】

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

#### 記

ア. 物件（森林）所在地

イ. 樹種

ウ. 数量

エ. 証明書類

オ. GHG 関連情報（上述 3 または 4 の場合）

(1) 区分

(2) トラック最大積載量：1 t 以上、2 t 以上、4 t 以上、  
10 t 以上、20 t 以上

輸送距離：10km 以下、20km 以下、30km 以下、40km 以下、50km 以下、  
100km 以下、150km 以下、200km 以下、300km 以下

カ. その他必要事項

注1 上述 1～4 の項目に○で明記すること。

注2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

注3 上述 3 または 4 の項目に○で明記した場合は、GHG 関連情報の記載が必要です。

注4 区分には、素材販売の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。

注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

5. GHG 関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

※ エには素材生産販売事業者から伝達された証明書類等を記載し、証明書類等の写しを保管する（第1種木材関連事業者に限る）。

※ GHG 関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km 以下、350km 以下など）や 10km 単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0 km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離（10km 単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。